

# 社団法人静岡県動物保護協会定款

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、社団法人静岡県動物保護協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を静岡県静岡市葵区相生町14番26-3号に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、広く県民の動物愛護意識の高揚に努めるとともに、動物の保護及び管理に関し必要な知識の普及を図り、もって人と動物の共存する豊かな環境づくりに寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 動物の愛護思想の普及
- (2) 動物の保護及び管理に関する指導及び助言
- (3) 不幸な動物をふやさない運動の推進
- (4) 動物の保護及び収容に関する業務の受託
- (5) その他目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会 員

(会員の種類)

第5条 この法人の会員は、正会員及び賛助会員の2種とする。

2 正会員とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 社団法人静岡県獣医師会
- (2) 市町村及びこれらの長の組織する団体
- (3) 動物の保護及び管理に寄与することを目的とする公益法人又はこれに準ずる団体であってこの法人の目的に賛同して入会したもの

3 賛助会員とは、この法人の目的に賛同し、この法人の事業を援助するため入会した団体をいう。

(入 会)

第6条 会員として入会しようとするものは、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(会 費)

第7条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退 会)

第8条 会員は、退会しようとするときは、その旨を会長に届け出なければならない。

2 会員である団体が解散したときは、退会したものとみなす。

(除 名)

第9条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会において正会員の4分の3以上の同意を得て、その会員を除名することができる。

(1) 会費を1年以上納入しないとき。

(2) この法人の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

2 前項第2号の規定により会員を除名しようとするときは、その会員に、あらかじめその旨を書面で通知するとともに、除名の議決を行う総会において弁明の機会を与えなければならない。

(会費等の不返還)

第10条 既に納入した会費その他の金品は、返還しない。

### 第3章 役員、顧問及び職員

(役員の種類及び選任)

第11条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 2人

(3) 常務理事 1人

(4) 理事(会長、副会長及び常務理事を含む。) 21人以上27人以内

(5) 監事 2人

2 理事及び監事は、総会において選任する。

3 会長、副会長及び常務理事は、理事の互選により定める。

4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第12条 会長は、この法人を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐して会務を掌理し、会長があらかじめ理事会の議決を経て定めた順序により、会長に事故あるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 常務理事は、会長及び副会長を補佐するとともに、理事会の議決に基づきこの法人の会務を処理する。
- 4 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。
- 5 監事は、民法第59条に規定する職務を行う。

(役員任期)

第13条 役員任期は、3年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第14条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、総会において、正会員の4分の3以上の同意を得て、その役員を解任することができる。

- 2 第9条第2項の規定は、前項の規定により役員を解任しようとする場合について準用する。この場合において、同条第2項中「前項第2号」とあるのは「前項」と、「会員」とあるのは「役員」と、「除名」とあるのは「解任」と読み替えるものとする。

(顧問)

第15条 この法人に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の議決を経て会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じ意見を述べることができる。

(事務局)

第16条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長その他の職員は、会長が任免する。

- 4 事務局長その他の職員の事務分掌、給与等については、会長が理事会の議決を経て別に定める。

## 第4章 会 議

### (会議の種別)

第17条 この法人の会議は、総会及び理事会とし、総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

### (会議の構成)

第18条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 理事会は、会長、副会長、常務理事その他の理事をもって構成する。

### (会議の権能)

第19条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

- 2 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を決定する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

### (会議の開催)

第20条 通常総会は、毎年2月及び5月に開催する。

- 2 臨時総会は、次の場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により開催の請求があったとき。
- (3) 監事が民法第59条第4号の規定に基づいて招集するとき。

- 3 理事会は、次の場合に随時開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事の3分の1以上から会議の目的を示して開催の請求があったとき。

### (会議の招集)

第21条 会議は、前条第2項第3号の場合を除いて、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2項第2号の場合には請求のあった日から30日以内に臨時総会を、同条第3項第2号の場合には請求のあった日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

- 3 会議を招集する場合には、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を示した書面により、少なくとも7日前までに構成員に通知しなければならない。  
(会議の議長)

第22条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員のうちから選任する。

- 2 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(会議の定足数)

第23条 会議は、構成員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(会議の議決)

第24条 会議の議決は、この定款に別に定めるもののほか、会議に出席した構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会における書面表決)

第25条 正会員は、総会において、代理人による表決権の行使をすることができない。

- 2 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。この場合において、前2条及び次条第1項第3号の規定の適用については、これを出席した者とみなす。

(会議の議事録)

第26条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 構成員の現在数
- (3) 総会にあってはその総会に出席した正会員の数、理事会にあってはその理事会に出席した理事の氏名
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長のほか、会議に出席した構成員のうちから、当該会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

## 第5章 資産、事業計画等

### (資産の構成)

第27条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 補助金その他の助成金
- (4) 寄附金品
- (5) 事業に伴う収入
- (6) 資産から生ずる収入
- (7) その他の収入

### (資産の管理)

第28条 資産は、会長が管理し、その方法は、会長が理事会の議決を経て別に定める。

### (事業年度)

第29条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### (事業計画及び収支予算)

第30条 この法人の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、その事業年度の開始する日の30日前までに総会の承認を得なければならない。

- 2 会長は、前項の事業計画又は収支予算を変更しようとするときは、総会の承認を得なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

### (事業報告、収支決算及び財産目録)

第31条 この法人の事業報告、収支決算及び財産目録は、会長が作成し、監事の監査を経て、その事業年度終了後2月以内に総会の承認を得なければならない。

## 第6章 定款の変更及び解散

### (定款の変更)

第32条 この定款は、総会において正会員の4分の3以上の同意を得、かつ、主務官庁の認可を得なければ変更することができない。

### (解散及び残余財産の処分)

第33条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び同条第2項の規定により解散する。

- 2 総会の決議に基づいて解散する場合は、正会員の4分の3以上の同意を得なければならない。
- 3 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を経、かつ、主務官庁の許可を得て、この法人と類似の目的を有する他の団体に寄附する。

## 第7章 雑 則

### (委 任)

第34条 この定款の施行に関し必要な事項は、会長が理事会の議決を経て別に定める。

### 附 則

- 1 この法人の設立当初の会員の会費は、第7条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第11条第2項及び第3項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第13条第1項の規定にかかわらず、平成3年3月31日までとする。
- 3 この法人の設立当初の事業年度は、第29条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成3年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度の事業計画及び収支予算は、第30条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

### 附 則

この変更は、平成6年3月31日（変更認可を得た日）から施行する。

### 附 則

この変更は、平成9年4月23日（変更認可を得た日）から施行する。

### 附 則

この変更は、平成18年6月28日（変更認可を得た日）から施行する。